

改正

平成29年10月31日規則第58号

平成30年3月31日規則第41号

令和3年10月1日規則第105号

令和5年3月28日規則第7号

令和6年5月24日規則第58号

八尾市個人番号の利用等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八尾市個人番号の利用等に関する条例（平成27年八尾市条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「法別表第2主務省令」という。）において使用する用語の例による。

(条例第4条第3項の規則で定める特定個人情報)

第3条 条例第4条第3項の規則で定める特定個人情報は、別表の左欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める特定個人情報とする。

(条例別表第1の規則で定める事務)

第4条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知。以下「昭和29年通知」という。）の定めるところにより生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行われる行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「法別表第1主務省令」という。）第15条各号に掲げる事務とする。

第5条 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 八尾市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年八尾市条例第57号）第3条の定めるところによる助成の範囲の認定に関する事務

- (2) 八尾市重度障害者の医療費の助成に関する条例第4条の申請に係る資格の審査に関する事務
- (3) 八尾市重度障害者の医療費の助成に関する条例第8条の届出に係る事実についての審査に関する事務
- (4) 八尾市重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和49年八尾市規則第20号）第12条の更新申請に係る資格の審査に関する事務

第6条 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 八尾市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年八尾市条例第28号）第3条の定めるところによる助成の範囲の認定に関する事務
- (2) 八尾市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第4条の申請に係る資格の審査に関する事務
- (3) 八尾市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第10条の届出に係る事実についての審査に関する事務
- (4) 八尾市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和55年八尾市規則第34号）第11条の更新申請に係る資格の審査に関する事務

第7条 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 八尾市子どもの医療費の助成に関する条例（平成5年八尾市条例第19号）第4条の定めるところによる助成の範囲の認定に関する事務
- (2) 八尾市子どもの医療費の助成に関する条例第6条又は第7条の申請に係る資格の審査に関する事務
- (3) 八尾市子どもの医療費の助成に関する条例第12条の届出に係る事実についての審査に関する事務
- (4) 八尾市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則（平成5年八尾市規則第35号）第9条第3項の医療証の更新に係る資格の審査に関する事務

第8条 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 八尾市営住宅条例（平成9年八尾市条例第20号）の定めるところにより住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）の規定に準じて行われる法別表第1主務省令第26条各号に掲げる事務
- (2) 八尾市営住宅条例第7条の2の更新住宅の入居者資格の審査に関する事務

第9条 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、八尾市就学援助規則（昭和47年八尾市教育委員会規則第10号）第5条第1項の就学援助費の受給申請に係る事実についての審査に関する事

務とする。

(条例別表第2第1項の表の規則で定める事務及び特定個人情報)

第10条 条例別表第2第1項の表の1の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める特定個人情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める特定個人情報とする。

- (1) 地方税法(昭和25年法律第226号)第24条の5第1項各号に掲げる者に対する府民税又は同法第295条第1項各号に掲げる者に対する市民税の非課税の判定に関する事務 納税義務者に係る生活保護実施関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報(以下「身体障害者手帳関係情報」という。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報(以下「精神障害者保健福祉手帳関係情報」という。)並びに昭和29年通知の定めるところにより生活保護法の規定に準じて行われる同法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報(以下「外国人生活保護実施関係情報」という。)
- (2) 地方税法第34条第1項第3号及び第314条の2第1項第3号の社会保険料控除の適用に関する事務 納税義務者又は納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族に係る国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第76条第1項の保険料の徴収に関する情報、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第104条第1項の保険料の徴収に関する情報及び介護保険法(平成9年法律第123号)第129条第1項の保険料の徴収に関する情報
- (3) 地方税法第15条の7第1項の滞納処分の執行の停止に関する事務 納税義務者に係る生活保護実施関係情報及び外国人生活保護実施関係情報

第11条 削除

第12条 条例別表第2第1項の表の3の項の規則で定める事務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第1項及び第3項の地域生活支援事業の利用の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の3の項の規則で定める特定個人情報は、当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る府民税又は市民税に関する情報、生活保護実施関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報及び外国人生活保護実施関係情報とする。

(条例別表第2第2項の表の規則で定める事務及び特定個人情報)

第13条 条例別表第2第2項の表の1の項の規則で定める事務は、昭和29年通知の定めるところにより生活保護法の規定に準じて行われる法別表第2主務省令第19条各号に掲げる事務とし、同項の表の規則で定める特定個人情報は、当該生活保護法の規定に準じて行われる同条各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める特定個人情報とする。

2 前項の規則で定める特定個人情報は、同項に規定するもののほか、当該生活保護法の規定に準じて行われる別表の5の項から9の2の項までの左欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれこれらの項の右欄に定める特定個人情報とする。

第14条 条例別表第2第2項の表の2の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める特定個人情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める特定個人情報とする。

(1) 第5条第1号に掲げる事務 対象者（八尾市重度障害者の医療費の助成に関する条例第2条第1項に規定する対象者をいう。以下この条において同じ。）に係る国民健康保険の被保険者、健康保険若しくは船員保険の被保険者若しくは被扶養者、共済組合の組合員若しくは被扶養者、私立大学教職員共済制度の加入者若しくは被扶養者又は後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）及び母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報（以下「養育医療関係情報」という。）

(2) 第5条第2号に掲げる事務 対象者に係る医療保険給付関係情報、府民税又は市民税に関する情報、生活保護実施関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報、障害者関係情報（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の障害児入所給付費の支給に関する情報、身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報をいう。以下同じ。）、外国人生活保護実施関係情報、八尾市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定による医療費の助成に関する情報（以下「ひとり親家庭医療費助成関係情報」という。）及び八尾市子どもの医療費の助成に関する条例の規定による医療費の助成に関する情報（以下「子ども医療費助成関係情報」という。）

(3) 第5条第3号に掲げる事務 対象者に係る医療保険給付関係情報、生活保護実施関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報、障害者関係情報、外国人生活保護実施関係情報、ひとり親家庭医療費助成関係情報及び子ども医療費助成関係情報

- (4) 第5条第4号に掲げる事務 対象者に係る医療保険給付関係情報、府民税又は市民税に関する情報、生活保護実施関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報、障害者関係情報、外国人生活保護実施関係情報、ひとり親家庭医療費助成関係情報及び子ども医療費助成関係情報

第15条 条例別表第2第2項の表の3の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める特定個人情報、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める特定個人情報とする。

- (1) 第6条第1号に掲げる事務 対象者（八尾市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第2条第1項に規定する対象者をいう。）に係る医療保険給付関係情報及び養育医療関係情報
- (2) 第6条第2号に掲げる事務 当該申請を行う者、その配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。）及び当該申請を行う者と生計を同じくするその者の扶養義務者に係る府民税又は市民税に関する情報、当該申請を行う者、当該申請に係る児童及びこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報、当該申請を行う者及びその配偶者に係る障害者関係情報、当該申請を行う者及び当該申請に係る児童に係る医療保険給付関係情報、生活保護実施関係情報、外国人生活保護実施関係情報、八尾市重度障害者の医療費の助成に関する条例の規定による医療費の助成に関する情報（以下「障害者医療費助成関係情報」という。）及び子ども医療費助成関係情報並びに当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報及び児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当支給関係情報」という。）
- (3) 第6条第3号に掲げる事務 当該届出を行う者、当該届出に係る児童及びこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報、当該届出を行う者及びその配偶者に係る障害者関係情報、当該届出を行う者及び当該届出に係る児童に係る医療保険給付関係情報、生活保護実施関係情報、外国人生活保護実施関係情報、障害者医療費助成関係情報及び子ども医療費助成関係情報並びに当該届出を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報及び児童扶養手当支給関係情報
- (4) 第6条第4号に掲げる事務 当該申請を行う者、その配偶者及び当該申請を行う者と生計を同じくするその者の扶養義務者に係る府民税又は市民税に関する情報、当該申請を行う者、当該申請に係る児童及びこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報、当該申請を行う者及びその配偶者に係る障害者関係情報、当該申請を行う者及び当

該申請に係る児童に係る医療保険給付関係情報、生活保護実施関係情報、外国人生活保護実施関係情報、障害者医療費助成関係情報及び子ども医療費助成関係情報並びに当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報及び児童扶養手当支給関係情報

第16条 条例別表第2第2項の表の4の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める特定個人情報、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める特定個人情報とする。

- (1) 第7条第1号に掲げる事務 対象者（八尾市子どもの医療費の助成に関する条例第3条第1項に規定する対象者をいう。以下この条において同じ。）に係る医療保険給付関係情報及び養育医療関係情報
- (2) 第7条第2号に掲げる事務 対象者の保護者に係る府民税又は市民税に関する情報、対象者及びその保護者に係る住民票に記載された住民票関係情報並びに対象者に係る医療保険給付関係情報、生活保護実施関係情報、外国人生活保護実施関係情報、障害者医療費助成関係情報及びひとり親家庭医療費助成関係情報
- (3) 第7条第3号に掲げる事務 対象者の保護者に係る府民税又は市民税に関する情報、対象者及びその保護者に係る住民票に記載された住民票関係情報並びに対象者に係る医療保険給付関係情報、生活保護実施関係情報、外国人生活保護実施関係情報、障害者医療費助成関係情報及びひとり親家庭医療費助成関係情報
- (4) 第7条第4号に掲げる事務 対象者の保護者に係る府民税又は市民税に関する情報、対象者及びその保護者に係る住民票に記載された住民票関係情報並びに対象者に係る医療保険給付関係情報、生活保護実施関係情報、外国人生活保護実施関係情報、障害者医療費助成関係情報及びひとり親家庭医療費助成関係情報

第17条 条例別表第2第2項の表の5の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める特定個人情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める特定個人情報とする。

- (1) 八尾市営住宅条例の定めるところにより住宅地区改良法の規定に準じて行われる法別表第2主務省令第28条各号に掲げる事務 当該住宅地区改良法の規定に準じて行われる同条各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める特定個人情報
- (2) 第8条第2号に掲げる事務 更新住宅に入居しようとする者（その者と同居しようとする者を含む。）に係る法別表第2主務省令第28条第1号イからホまでに掲げる特定個人情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報、外国人生活保護実施関係情報及び児童扶養手当支給関係

情報

2 前項第1号に規定する規則で定める特定個人情報は、同号に定めるもののほか、当該住宅地区改良法の規定に準じて行われる別表の37の項から45の項までの左欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれこれらの項の右欄に定める特定個人情報とする。

(条例別表第3の規則で定める事務及び特定個人情報)

第18条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、法別表第2主務省令第24条に定める事務とし、同項の規則で定める特定個人情報は、同条の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報及び外国人生活保護実施関係情報とする。

第19条 条例別表第3の2の項の規則で定める事務は、第9条に定める事務とし、同項の規則で定める特定個人情報は、当該審査に係る児童若しくは生徒の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る府民税又は市民税に関する情報、住民票に記載された住民票関係情報、生活保護実施関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報及び外国人生活保護実施関係情報とする。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年10月31日規則第58号)

この規則は、平成29年11月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月31日規則第41号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年10月1日規則第105号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月28日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年5月24日規則第58号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第3条、第13条、第17条関係)

| 事務 | 特定個人情報 |
|-------------------------|--|
| 1 法別表第2主務省令第9条第1号に掲げる事務 | 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報 |
| 2 法別表第2主務省令第 | 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属 |

| | |
|----------------------------|--|
| 9条第3号に掲げる事務 | する者に係る外国人生活保護実施関係情報 |
| 3 法別表第2主務省令第9条第4号に掲げる事務 | 当該サービスが提供される障害児又は当該障害児の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報 |
| 3の2 法別表第2主務省令第9条第5号に掲げる事務 | 当該届出に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報 |
| 4 法別表第2主務省令第12条第4号に掲げる事務 | 児童福祉法第22条第1項の助産施設における助産の実施に係る妊産婦若しくは当該妊産婦と同一の世帯に属する者又は保護児童若しくは当該保護児童の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報 |
| 4の2 法別表第2主務省令第13条第3号に掲げる事務 | 当該決定に係る予防接種の対象となる者の同一の世帯に属する者に係る府民税又は市民税に関する情報及び予防接種の対象となる者に係る外国人生活保護実施関係情報 |
| 5 法別表第2主務省令第19条第1号に掲げる事務 | 要保護者等に係る身体障害者手帳関係情報、精神障害者保健福祉手帳関係情報並びに公営住宅法（昭和26年法律第193号）第16条第1項若しくは第4項又は第28条第2項若しくは第4項の家賃の決定及び第16条第5項（第28条第3項及び第5項並びに第29条第9項において準用する場合を含む。）の家賃の減免に関する情報、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第29条第3項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）の規定による改正前の公営住宅法（以下「旧公営住宅法」という。）第12条第1項の家賃の決定及びその減免に関する情報並びに旧公営住宅法第21条の2第2項の割増賃料に関する情報（以下これらの情報を「公営住宅等家賃関係情報」という。） |
| 6 法別表第2主務省令第19条第2号に掲げる事務 | 要保護者等に係る身体障害者手帳関係情報、精神障害者保健福祉手帳関係情報及び公営住宅等家賃関係情報 |
| 7 法別表第2主務省令第19条第3号に掲げる事務 | 要保護者等に係る身体障害者手帳関係情報、精神障害者保健福祉手帳関係情報及び公営住宅等家賃関係情報 |

| | |
|----------------------------|---|
| 8 法別表第2主務省令第19条第4号に掲げる事務 | 要保護者等に係る身体障害者手帳関係情報、精神障害者保健福祉手帳関係情報及び公営住宅等家賃関係情報 |
| 9 法別表第2主務省令第19条第5号に掲げる事務 | 要保護者等に係る身体障害者手帳関係情報、精神障害者保健福祉手帳関係情報及び公営住宅等家賃関係情報 |
| 9の2 法別表第2主務省令第19条第6号に掲げる事務 | 要保護者等に係る身体障害者手帳関係情報、精神障害者保健福祉手帳関係情報及び公営住宅等家賃関係情報 |
| 10 法別表第2主務省令第20条第9号に掲げる事務 | 納税義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報、身体障害者手帳関係情報、精神障害者保健福祉手帳関係情報及び外国人生活保護実施関係情報並びに国民健康保険法第44条第1項の一部負担金の減額、免除及び徴収猶予に関する情報 |
| 11 法別表第2主務省令第20条第14号に掲げる事務 | 納税義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報及び外国人生活保護実施関係情報並びに納税義務者と生計を一にする者に係る身体障害者手帳関係情報及び精神障害者保健福祉手帳関係情報 |
| 12 法別表第2主務省令第22条第1号に掲げる事務 | 当該決定に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る児童扶養手当支給関係情報 |
| 13 法別表第2主務省令第22条第2号に掲げる事務 | 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報、児童扶養手当支給関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当支給関係情報」という。）、児童手当法（昭和46年法律第73号）第8条第1項（同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報（以下「児童手当支給関係情報」という。）及び外国人生活保護実施関係情報 |
| 14 法別表第2主務省令第22条第3号に掲げる事務 | 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報、児童扶養手当支給関係情報、特別児童扶養手当支給関係情報、児童手当支給関係情報及び外国人生活 |

| | |
|-----------------------------|--|
| | 活保護実施関係情報 |
| 15 法別表第2主務省令第22条第4号に掲げる事務 | 当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報、児童扶養手当支給関係情報及び外国人生活保護実施関係情報 |
| 16 法別表第2主務省令第22条第5号に掲げる事務 | 当該申請をした公営住宅の入居者若しくはその同居者又は公営住宅法第27条第5項の規定により同居させようとする者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報及び外国人生活保護実施関係情報 |
| 16の2 法別表第2主務省令第22条第6号に掲げる事務 | 当該申請に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報及び外国人生活保護実施関係情報 |
| 17 法別表第2主務省令第22条第8号に掲げる事務 | 当該申出をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報及び外国人生活保護実施関係情報 |
| 18 法別表第2主務省令第22条第10号に掲げる事務 | 当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報及び外国人生活保護実施関係情報 |
| 19 法別表第2主務省令第22条第11号に掲げる事務 | 当該事項に係る公営住宅の入居者若しくはその同居者、公営住宅法第25条第1項の入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は公営住宅法第27条第5項の規定により同居させようとする者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報、介護保険法第18条第1号の介護給付又は同条第2号の予防給付の支給に関する情報（以下「介護保険給付等実施関係情報」という。）及び外国人生活保護実施関係情報 |
| 20 法別表第2主務省令第25条第1号に掲げる事務 | 当該一部負担金の算定に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報及び外国人生活保護実施関係情報 |
| 21 法別表第2主務省令第25条第2号に掲げる事務 | 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報及び外国人生活保護実施関係情報 |
| 22 法別表第2主務省令第 | 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活 |

| | |
|----------------------------|--|
| 25条第3号に掲げる事務 | 保護実施関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報及び外国人生活保護実施関係情報 |
| 23 法別表第2主務省令第25条第4号に掲げる事務 | 当該申請に係る被保険者に係る生活保護実施関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報及び外国人生活保護実施関係情報 |
| 24 法別表第2主務省令第25条第5号に掲げる事務 | 当該申請に係る死亡した被保険者に係る生活保護実施関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報及び外国人生活保護実施関係情報 |
| 25 法別表第2主務省令第25条第6号に掲げる事務 | 当該補助の算定に係る者に係る生活保護実施関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報及び外国人生活保護実施関係情報 |
| 26 法別表第2主務省令第25条第7号に掲げる事務 | 当該保険料を課せられる者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報及び外国人生活保護実施関係情報 |
| 27 法別表第2主務省令第25条第10号に掲げる事務 | 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報 |
| 28 法別表第2主務省令第25条第11号に掲げる事務 | 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報及び外国人生活保護実施関係情報 |
| 29 法別表第2主務省令第25条第12号に掲げる事務 | 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報及び外国人生活保護実施関係情報 |
| 30 法別表第2主務省令第25条第13号に掲げる事務 | 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報及び外国人生活保護実施関係情報 |
| 31 法別表第2主務省令第25条第14号に掲げる事務 | 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報及び外国人生活保護実施関係情報 |
| 32 法別表第2主務省令第25条第15号に掲げる事務 | 当該申出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報及び外国人生活保護実施関係情報 |

| | |
|----------------------------|---|
| 33 法別表第2主務省令第25条第16号に掲げる事務 | 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報及び外国人生活保護実施関係情報 |
| 34 法別表第2主務省令第25条第17号に掲げる事務 | 当該認定を受ける者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報及び外国人生活保護実施関係情報 |
| 35 法別表第2主務省令第25条第18号に掲げる事務 | 当該認定を受ける者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報及び外国人生活保護実施関係情報 |
| 36 法別表第2主務省令第26条に規定する事務 | 当該届出に係る特例対象被保険者等に係る生活保護実施関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報及び外国人生活保護実施関係情報 |
| 37 法別表第2主務省令第28条第1号に掲げる事務 | 当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報及び外国人生活保護実施関係情報 |
| 38 法別表第2主務省令第28条第2号に掲げる事務 | 当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報、児童扶養手当支給関係情報、特別児童扶養手当支給関係情報、児童手当支給関係情報及び外国人生活保護実施関係情報 |
| 39 法別表第2主務省令第28条第3号に掲げる事務 | 当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報、児童扶養手当支給関係情報及び外国人生活保護実施関係情報 |
| 40 法別表第2主務省令第28条第4号に掲げる事務 | 当該請求をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報及び外国人生活保護実施関係情報 |
| 41 法別表第2主務省令第28条第5号に掲げる事務 | 当該事項に係る改良住宅の入居者若しくはその同居者、入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は改良住宅の入居者と同居しようとする者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報、介護保険給付等実施関係情報及び外国人生活保護実施関係情報 |
| 42 法別表第2主務省令第 | 当該決定に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る児童扶養 |

| | |
|---------------------------|---|
| 28条第6号に掲げる事務 | 手当支給関係情報 |
| 43 法別表第2主務省令第28条第7号に掲げる事務 | 当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報、児童扶養手当支給関係情報、特別児童扶養手当支給関係情報、児童手当支給関係情報及び外国人生活保護実施関係情報 |
| 44 法別表第2主務省令第28条第8号に掲げる事務 | 当該徴収に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報及び外国人生活保護実施関係情報 |
| 45 法別表第2主務省令第28条第9号に掲げる事務 | 当該徴収猶予の申請をした改良住宅の入居者又は同居者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報、児童扶養手当支給関係情報、特別児童扶養手当支給関係情報、児童手当支給関係情報及び外国人生活保護実施関係情報 |
| 46 法別表第2主務省令第32条第1号に掲げる事務 | 当該措置に係る者又は当該者の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報 |
| 47 法別表第2主務省令第32条第2号に掲げる事務 | 当該措置に係る者又は当該者の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報 |
| 48 法別表第2主務省令第33条に規定する事務 | 当該措置に係る者又は当該者の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報 |
| 49 法別表第2主務省令第34条第2号に掲げる事務 | 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報、児童扶養手当支給関係情報及び外国人生活保護実施関係情報 |
| 50 法別表第2主務省令第34条第3号に掲げる事務 | 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報、児童扶養手当支給関係情報及び外国人生活保護実施関係情報 |
| 51 法別表第2主務省令第35条に規定する事務 | 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報及び外国人生活保護実施関係情報並びに当該申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報 |
| 52 法別表第2主務省令第36条第1号に掲げる事務 | 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報及び外 |

| | |
|---------------------------|--|
| | 国人生活保護実施関係情報 |
| 53 法別表第2主務省令第36条第2号に掲げる事務 | 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報及び外国人生活保護実施関係情報 |
| 54 法別表第2主務省令第39条に規定する事務 | 被措置未熟児又は当該被措置未熟児の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報 |
| 55 法別表第2主務省令第43条第1号に掲げる事務 | 当該算定に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報及び外国人生活保護実施関係情報 |
| 56 法別表第2主務省令第43条第2号に掲げる事務 | 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報及び外国人生活保護実施関係情報 |
| 57 法別表第2主務省令第43条第3号に掲げる事務 | 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報及び外国人生活保護実施関係情報 |
| 58 法別表第2主務省令第43条第4号に掲げる事務 | 当該申請に係る死亡した被保険者に係る生活保護実施関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報及び外国人生活保護実施関係情報 |
| 59 法別表第2主務省令第43条第5号に掲げる事務 | 当該保険料を課せられる者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報及び外国人生活保護実施関係情報 |
| 60 法別表第2主務省令第43条第6号に掲げる事務 | 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報及び外国人生活保護実施関係情報 |
| 61 法別表第2主務省令第43条第7号に掲げる事務 | 当該届出に係る被保険者に係る生活保護実施関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報及び外国人生活保護実施関係情報 |
| 62 法別表第2主務省令第43条第8号に掲げる事務 | 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報及び外国人生活保護実施関係情報 |
| 63 法別表第2主務省令第 | 当該申出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活 |

| | |
|-------------------------------|--|
| 43条第9号に掲げる事務 | 保護実施関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報及び外国人生活保護実施関係情報 |
| 64 法別表第2主務省令第43条第12号に掲げる事務 | 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報及び外国人生活保護実施関係情報 |
| 65 法別表第2主務省令第43条第13号に掲げる事務 | 当該限度額適用・標準負担額減額認定証に係る被保険者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報及び外国人生活保護実施関係情報 |
| 66 法別表第2主務省令第44条第1号に掲げる事務 | 要支援者等に係る身体障害者手帳関係情報、精神障害者保健福祉手帳関係情報及び公営住宅等家賃関係情報 |
| 67 法別表第2主務省令第44条第2号に掲げる事務 | 要支援者等に係る身体障害者手帳関係情報、精神障害者保健福祉手帳関係情報及び公営住宅等家賃関係情報 |
| 68 法別表第2主務省令第44条第3号に掲げる事務 | 要支援者等に係る身体障害者手帳関係情報、精神障害者保健福祉手帳関係情報及び公営住宅等家賃関係情報 |
| 69 法別表第2主務省令第44条第4号に掲げる事務 | 要支援者等に係る身体障害者手帳関係情報、精神障害者保健福祉手帳関係情報及び公営住宅等家賃関係情報 |
| 70 法別表第2主務省令第44条第5号に掲げる事務 | 要支援者等に係る身体障害者手帳関係情報、精神障害者保健福祉手帳関係情報及び公営住宅等家賃関係情報 |
| 71 法別表第2主務省令第44条第6号に掲げる事務 | 要支援者等に係る身体障害者手帳関係情報、精神障害者保健福祉手帳関係情報及び公営住宅等家賃関係情報 |
| 72 法別表第2主務省令第47条第1項第38号に掲げる事務 | 当該確認に係る被保険者、要介護被保険者を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市町村が認める者又は当該者又は居宅要支援被保険者等と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報 |
| 73 法別表第2主務省令第55条第1号に掲げる事務 | 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報 |
| 74 法別表第2主務省令第55条第6号に掲げる事務 | 当該申請に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する |

| | |
|----------------------------|--|
| | 者に係る外国人生活保護実施関係情報 |
| 75 法別表第2主務省令第55条第7号に掲げる事務 | 当該変更を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該変更に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報 |
| 76 法別表第2主務省令第55条第9号に掲げる事務 | 当該申請に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報 |
| 77 法別表第2主務省令第55条第10号に掲げる事務 | 当該届出を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る外国人生活保護実施関係情報 |